

香川県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付について

●制度の説明	
概 要	<p>犯罪被害者やそのご遺族の方から加害者に対して有する損害賠償請求は、加害者から十分な賠償を受けられないこともあり、時効によって、加害者に対する賠償責任の追及をあきらめてしまうことがないよう、時効を更新させるための再提訴にかかる費用の助成金を交付します。</p> <p>※ 「再提訴」とは、犯罪被害者やそのご遺族の方が、加害者に対する損害賠償請求権の消滅時効を更新させるために行う再度の民事訴訟の提起をいいます。</p> <p>※ 再提訴費用助成金の交付は、令和3年4月1日以降に再提訴を行った場合に限りです。</p>
対象案件	<p>◇ 対象となる犯罪行為により死亡又は重傷病を負ったことに対する損害賠償請求について再提訴をしたこと</p> <p>※ 「対象となる犯罪行為」は、殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害、ひき逃げ、危険運転致死傷、その他知事が認めるものです。</p> <p>※ 「重傷病」とは、犯罪行為による負傷又は疾病の療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上の上の入院を要したものをいいます。</p> <p>◇ 再提訴をした者が県内に住所を有していること</p> <p>◇ 再提訴に係る判決が言い渡された日の翌日から5年を経過していないこと</p> <p>その他、申請に必要な要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>
内 容	<p>◇ 交付の対象となる費用は、再提訴の際に裁判所に対し支払う手数料（印紙代）です。再提訴をした者に対して、32万円を上限として交付します。</p>
対 象 外	<p>◇ 犯罪被害者又は再提訴をした者が他の地方公共団体から同種の交付を受けている場合</p> <p>◇ 犯罪被害者又は再提訴をした者が犯罪行為を誘発した場合、その他犯罪被害者又は申請者にも、その責めに帰すべき行為があった場合</p> <p>◇ 犯罪被害者又は再提訴をした者が暴力団員などである場合</p> <p>◇ その他の事情から判断して、交付することが社会通念上適切でないと思われる場合</p>
受付窓口 (問合せ先)	<p>制度の利用に当たっては、窓口への相談が必要になります。まずは、電話にてお問い合わせください。</p> <p>【犯罪被害者等のための総合的対応窓口】</p> <p>香川県 危機管理総局 くらし安全安心課 犯罪被害者等支援担当</p> <p>(電話) 087-832-3233 平日 午前8時30分～午後5時15分</p>